

記載例：建設系マニフェスト

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 ((元号)〇〇年度)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

報告者
 住 所 三重県津市〇〇〇〇
 氏 名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本標準産業分類(業種コード表)の中分類の名称を記入する

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、(元号)〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	津市内家屋解体現場 他5箇所					業 種	総合工事業		
事業場の所在地	三重県津市広明町〇〇〇〇 他5箇所					電話番号	000-000-0000		
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	50	40	999999	有限会社〇〇	三重県伊賀市〇〇	888888	〇〇〇〇株式会社	
2	がれき類 (コンクリート破片)	10	5	777777	株式会社××	三重県伊賀市〇〇	888888	〇〇〇〇株式会社	
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	20	10	777777	株式会社××	三重県津市〇〇	666666	△△△△株式会社	
4									

入力単位は、t(トン)桁数の指定はありません0.001tでも可

委託契約書を確認のうえ、下6桁の番号を記入する

マニフェストの「運搬先の事業場」の所在地を記入

運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合は空欄

備 建設系マニフェストを使用した場合は、以下を参考に産業廃棄物の名称を記入してください。

- 01コンクリートがら ⇒ がれき類【コード番号1500000の名称を使用】
- 02アスコンがら ⇒ がれき類【コード番号1500000の名称を使用】
- 03その他がれき類 ⇒ がれき類【コード番号1500000の名称を使用】
- 04ガラス・陶磁器くず ⇒ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず【コード番号1300000の名称を使用】
- 11建設汚泥 ⇒ 汚泥【コード番号0200000の名称を使用】
- 15廃石膏ボード ⇒ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず【コード番号1300000の名称を使用】
- 07混合(安定型のみ) ⇒ 安定型建設混合廃棄物(※)【コード番号2010000の名称を使用】
- 16混合(管理型含む) ⇒ 管理型建設混合廃棄物(※)【コード番号2020000の名称を使用】

※混在した産業廃棄物の名称を記入してください。

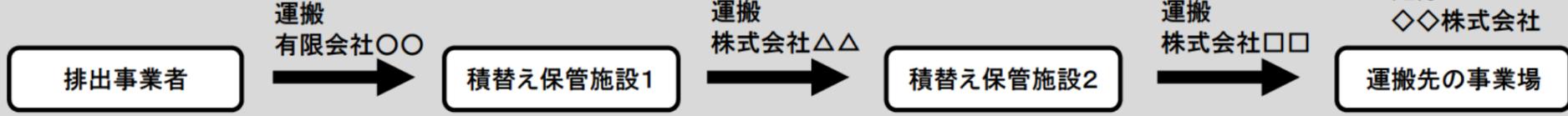
と。これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを

いてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

積替え保管の事例



三重県知事 殿

報告者
 住 所 三重県津市〇〇〇〇
 氏 名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、(元号)〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	津市内家屋解体現場 他5箇所			業 種	総合工事業				
事業場の所在地	三重県津市広明町〇〇〇〇 他5箇所			電話番号	000-000-0000				
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類 (コンクリート破片)	50	40	999999	有限会社〇〇	積替え保管施設1の住所	処分をしていないため空欄		
2	「番号1」についての報告となるため空欄			888888	株式会社△△	積替え保管施設2の住所			
3				777777	株式会社□□	運搬先の事業場の住所	666666	◇◇株式会社	
4							運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合は空欄		

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

記載例：自己運搬の場合
 (発生した産業廃棄物を自ら運搬した場合)

廃棄物管理票交付等状況報告書 ((元号)〇〇年度)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

報告者
 住 所 三重県津市〇〇〇〇
 氏 名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、(元号)〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	津市内家屋解体現場 他5箇所				業 種	総合工事業			
事業場の所在地	三重県津市広明町〇〇〇〇 他5箇所				電話番号	000-000-0000			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	10	2		自己運搬	三重県伊賀市〇〇	888888	〇〇〇〇株式会社	
2									
3									
4									

許可番号は空欄とする

自己運搬と記入する

運搬先住所を記入する

運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合は空欄

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

記載例: 処理に要する費用が売却代金を上回る場合

票交付等状況報告書 ((元号)〇〇年度)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

有償で譲り渡す場合でも、運搬等に要する費用が売却代金を上回り、トータルとして排出者側に経済的損失が生じる場合については、少なくとも譲り受ける者が占有者となる時点までは、廃棄物に該当することとなり、収集運搬にかかる manifests の交付が必要となります。
この場合の記載例を以下に示します。

報告者
住 所 三重県津市〇〇〇〇
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、(元号)〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	津市内家屋解体現場 他5箇所				業 種	総合工事業			
事業場の所在地	三重県津市広明町〇〇〇〇 他5箇所				電話番号	000-000-0000			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	金属くず	10	2	999999	有限会社〇〇	三重県伊賀市〇〇	有価売却	〇〇〇〇株式会社	
2									
3									
4									

委託契約書を確認のうえ、下6桁の番号を記入する

運搬先住所を記入する

有価売却と記載する

運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合は空欄

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三号（第八条の二十七関係）

番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

記載件数が多い場合は、本様式を基に必要に応じて行を追加してください。